

八潮市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成30年6月20日
教育長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、雑誌を八潮市立図書館に寄贈した企業、商店、団体等（以下「雑誌スポンサー」という。）が、当該寄贈した雑誌に広告等を表記することができる雑誌スポンサー制度について、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー)

第2条 雑誌スポンサーになれるものは、企業、商店、団体等とする。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
- (2) 市の入札参加資格において、入札参加資格停止措置を受けているもの
- (3) 八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び第3条に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という）その他これらに準ずるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (5) 消費者金融
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 社会問題を起こしている事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、八潮市教育長が不相当と認める業種又は事業者

(申し込み)

第3条 雑誌スポンサーになろうとするものは、八潮市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。ただし、教育長は、添付する書類の一部又は全部を添付させないことができる。

- (1) 事業の概要、業種、活動内容等がわかるもの
- (2) 掲載を希望する広告の案
- (3) その他八潮市教育長が必要と認めるもの

(決定)

第4条 教育長は、前条の申し込みがあったときは、第2条及び第7条第5項の規定により内容を審査し、その結果を八潮市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(雑誌の提供)

第5条 雑誌スポンサーとして提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）は、原則として、教育長が定める一覧表の中から、雑誌スポンサーが選定する。

- 2 雑誌スポンサーとして雑誌を提供する期間は、前条の決定があった日以後、はじめて提供雑誌が図書館に納品された日から、1年経過後最初に当該雑誌が発行される日の前日までとする。
- 3 提供雑誌の配架は、図書館職員が行う。
- 4 提供雑誌の所有権は、八潮市に帰属する。

(代金の支払い)

第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の1年間分の購入代金に相当する額を、埼玉県書店商業組合八潮支部に支払うものとする。この場合において、振り込み手数料等の支払いに要する経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

- 2 埼玉県書店商業組合八潮支部は、前項の支払いがあったことを確認した日以後、最初に発行された提供雑誌を、図書館に納入する。ただし、雑誌スポンサーの希望により、最初に発行された提供雑誌以外の提供雑誌を納入することができる。
- 3 提供雑誌の価格の変更などにより、第1項の雑誌スポンサーが支払った額が、前条第2項の期間内に発行される提供雑誌の購入代金と比較して、不足が生じたときは、原則として八潮市が負担するものとする。
- 4 提供雑誌が、前条第2項の期間中において、廃刊等により発行されなくなったとき、埼玉県書店商業組合八潮支部において入手することができなくなったときなど、図書館に納入される見込みがなくなったときは、雑誌スポンサーは、第5条第1項の一覧表の中から、別の雑誌を選定する。

(広告の掲載)

第7条 提供雑誌に表記する広告等（以下「広告等」という。）は、提供雑誌を保護するためのカバーに添付するものとし、表面に雑誌スポンサーの名称を、裏面に雑誌スポンサーの事業内容の広告を表記する。この場合において、広告等の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 表面 縦4センチメートル、横13センチメートル
- (2) 裏面 当該カバーの範囲内

- 2 広告等は、雑誌スポンサーが作成する。この場合において、表面、裏面ともに、片面のみに広告等を表記することができる。
- 3 広告等を表記することができる提供雑誌は、最新号に限る。
- 4 広告等は、第5条第2項の期間において、3回まで変更することができる。
- 5 広告等は、図書館内に表記されるにふさわしい内容のものとし、その審査は、八潮市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成19年5月1日八潮市告示第119号）第4条の規定の例による。

（取り消し）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、教育長は、第4条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 雑誌スポンサーが、第6条第1項の支払いをしないとき。
- (2) 第3条の申込書又は添付書類に瑕疵又は虚偽があるとき。
- (3) 雑誌スポンサーが第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 広告等の内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。ただし、雑誌スポンサーが適正に修正等をした場合を除く。
- (5) 広告等の内容が第三者の権利を侵害しているとき、またはその恐れがあるとき。
- (6) 広告等に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

- 1 この要綱は、7月10日から施行する。
- 2 この要綱に基づく雑誌スポンサー制度は、当分の間、八潮市立八幡図書館で実施する。

第1号様式（第3条関係）

八潮市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

八潮市教育長 あて

住所
会社名（団体名）
申請者 代表氏名 印
電話番号
担当者名

八潮市立図書館雑誌スポンサー制度に次のとおり申し込みます。

| 掲載館 | 雑誌名 | スポンサー名称及び 広告掲載期間 | 備考 |
|-----|-----|---------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

誓約

雑誌スポンサー制度の申し込みにあたり、八潮市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第2条に該当しないことを誓約いたします。

*添付書類 広告（案）を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

八潮市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

様

年 月 日

八潮市教育長 印

年 月 日付けで申し込みのあった八潮市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記のとおり決定（却下）しましたので、八潮市立図書館雑誌スポンサー制度要綱第4条の規定に基づき、通知します。

記

1 決定内容

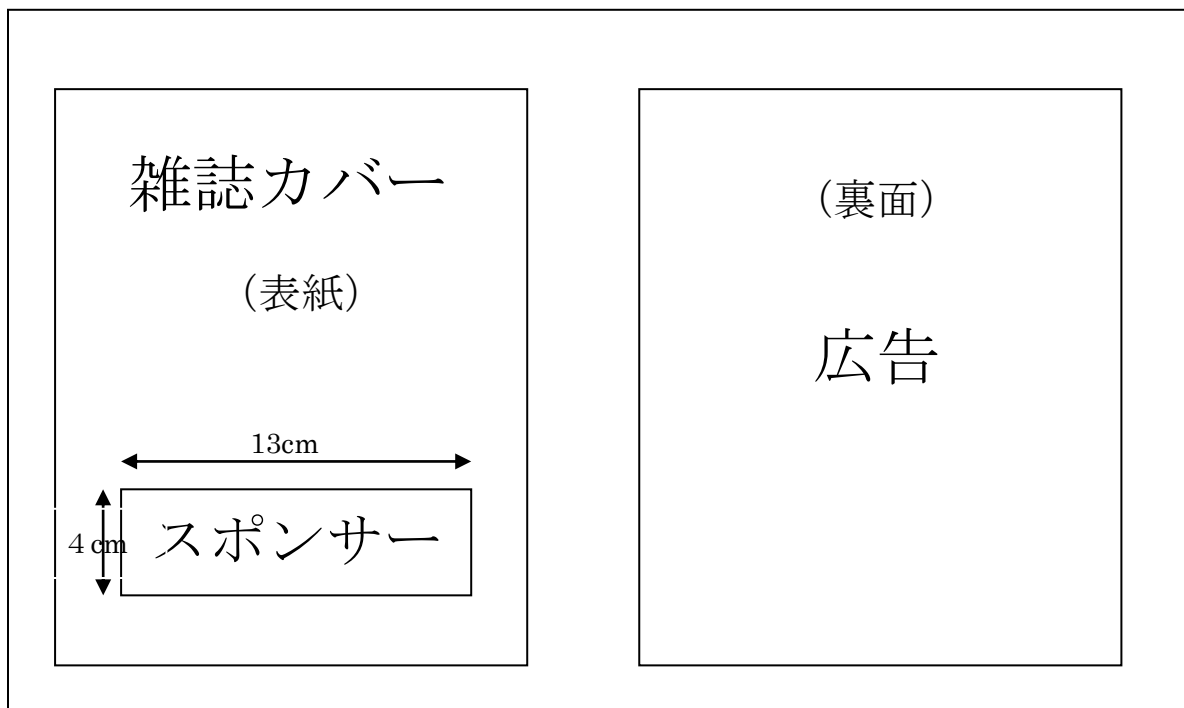
| 掲載館 | 雑誌名 | スポンサー名称及び 広告掲載期間 | 備考 |
|-----|-----|---------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 却下の理由

3 その他

- (1) 雑誌の排架位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取り扱いについては、八潮市立図書館が決定します。
- (2) 提供する雑誌が廃刊その他の理由により八潮市立図書館に提供できなくなる恐れがあるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、八潮市教育長に申し出るものとします。

雑誌スポンサー広告貼付イメージ



- 1 スポンサー名
スポンサー名は、雑誌カバー表面に掲載
縦4cm、横13cm以内とする
雑誌スポンサーが作成する
雑誌名を隠さない位置で、排架したときスポンサー名が見える位置とする
- 2 広告
広告は、雑誌カバー裏面に掲載
雑誌カバーに収まる範囲内とする
雑誌スポンサーが作成する
片面印刷のものとする
広告内容は、図書館と協議の上年3回まで変更できる
- 3 排架位置
提供雑誌の排架位置は、図書館が決定する
- 4 スポンサー名、広告の掲載期間
掲載期間は、雑誌スポンサー期間と同様とする